

令和4年 5月 定例農業委員会会議議事録

芝山町農業委員会

【令和4年5月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和4年5月6日（金） 16時00分～17時00分

会 場 芝山町役場 南庁舎2階 第1会議室

出席委員

・農業委員会委員

3番	藤城英明	4番	大木正勝
5番	堀越幸一	6番	吉河一男
7番	川口弘子	8番	鈴木好子
9番	堀越敏幸	10番	小川勝雄
11番	鈴木英範	12番	大木明男
13番	岩澤勝敏		

・農地利用最適化推進委員

14番	石井明	15番	渡邊美基
16番	土井正裕	17番	土屋範雄
18番	内山祐一	19番	松本幸雄
20番	萩原典幸		

欠席委員

なし

議長

会長 伊藤正明 会長代理 松本光芳

事務局

局長 金親俊哉 書記 堀越充 書記 石橋将

局 長

定刻となりました。

5月農業委員会定例総会を開催させていただきます。

本日は、5月農業委員会定例総会にご参集いただきありがとうございます。

それでは、はじめに、伊藤会長よりご挨拶をお願い申し上げます。

伊藤会長

挨拶

局 長

ありがとうございました。

それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。

伊藤会長に議事進行をお願い申し上げます。

議 長

本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員7名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年5月芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午後4時00分）

議 長

議事録署名人の指名を行います。農業委員会議事規則第13条第2項の規定によりまして、議

事録署名委員の指名を行ないます。2番 松本光芳 委員、5番 堀越幸一 委員。両名を指名いたします。

議長 それでは、本委員会に提出されました議案を審議いたします。

始めに、議案第1号、農地法第5条による効率的な耕作をするため農地造成に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局長 説明に入る前に、議案第1号から議案第3号は同一案件でありますので一括説明の承認を求めます。議長よろしいでしょうか。

議長 只今、事務局より議案第1号から議案第3号までの一括説明を求める提案がございましたので承認いたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

局長 それでは、議案第1号です。

本件は農地法第5条による農地造成の申請です。

権利関係の内容は一時農地転用を伴う賃貸借権の設定です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。
申請の理由は、農地造成のためです。

続きまして、議案第2号です。

先程の説明と重複する箇所は省略させていただき、変更点のみご説明いたします。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

続きまして、議案第3号です。

先程の説明と重複する箇所は省略させていただき、変更点のみご説明いたします。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農用地区域の指定が無く、10ha以上のまとまりが無く、成田用水の受益地では無いため第2種農地と判断出来ると思われ
ます。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第1号から議案第3号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事前に現地立会いした際に十分な説明があり、
農地造成後営農を行う意思が確認できたこと
から問題ないと思われま。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第1号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第1号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 それでは、議案第2号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第2号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 それでは、議案第3号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第3号は原案どおり可決決定いた

しました

議 長 続きまして、議案第4号、農地法第5条による一時転用を伴う賃借権設定に関する件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第4号です。
本件は農地法第5条による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。
譲請人および譲渡人は、資料に記載のとおりです。
申請の理由は、駐車場用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農用地区域の指定は無く、10ha以上のまとまりが無く、成田用水の受益地では無いため第2種農地と判断出来ると思われれます。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ

れ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第4号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議 長 それでは、議案第4号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第4号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第5号、令和4年第5次農用地利用集積計画による関する件を議題といたします。

ここで、説明に入る前に、6番吉河一男委員におかれましては申請人であるため退席をしていただきます。それでは吉河一男委員退席をお願いいたします。

6番吉河一男委員退席後、再開

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 続きまして、議案第5号です。

本件は、令和4年4月25日付けで、芝山町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の新規2件・再設定2件で、面積：28,341㎡です。

詳細な内容については書記より説明いたします。

書 記（石橋） 議案第5号の補足説明をする。

議 長 質疑はありますか。
（質疑なし）

議 長 それでは、議案第5号を採択いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第5号は原案どおり可決決定いたしました。

6番吉河一男委員着席後、再開

議 長 これで、提出された議案の審議は全て終了いたしました。
次に「その他」でございます。
事務局説明をお願いします。

書 記（石橋） その他について、報告をする。

議 長 各委員さんより何かございますか。
（意見なし）

議 長

以上をもちまして、令和4年5月芝山町農業委員会定例総会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れ様でございました。

以上のとおり、令和4年5月定例農業委員会会議の議事の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、次のとおり署名捺印する。

令和4年 月 日

議 長 会 長

議事録署名人 農業委員

議事録署名人 農業委員